

第2号様式

随意契約の内容の公表

担当部課	市民生活部 環境事業センター	
契約締結年月日	令和6年8月6日	
修繕名	昭和苑機器保守整備修繕	
修繕の概要	(1) 薬品タンク等取替修繕 (2) 防水扉取替修繕 (3) クッショントンク取替修繕	
契約金額(税込)	27,104,000円 ※ 単価契約に当たっては、契約金額に予定数量を乗じて得た予定金額も記入すること。	
契約の相手方	株式会社 クリタス	
根拠規定	<b>地方自治法施行令第167条の2第1項</b> (該当する□欄に印をつけること)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 第2号	その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。
	<input type="checkbox"/> 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。
	<input type="checkbox"/> 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	<input type="checkbox"/> 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	<input type="checkbox"/> 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
	<input type="checkbox"/> 第8号	競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。
	<input type="checkbox"/> 第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約理由の説明 及び 契約相手方の選定理由	施工期間中は対象設備が使用できず、従来の運転方法とは異なる調整を行う必要があり、汚泥の搬入停止といった重大なトラブルを防ぐには、昭和苑の設計内容及び施設全体を熟知していなければ適正に処理を行うことができない。そのため、一般競争入札には適さない。昭和苑は栗田工業㈱により設計・施工された施設であり、今回選定する㈱クリタスは、昭和苑の維持管理に長年携わり、施設の細部に至るまで熟知しており、栗田工業㈱の製品及び技術等を扱う唯一の業者であることから、施設の運転に支障なく確実に修繕できる業者のため。	

※ 契約内容についてのお問い合わせ先は、市民生活部環境事業センターです。